

山口県報

令和7年
2月14日
(金曜日)

目次

○規則
法律等の規定による立入検査等をする職員の身分を示す証明書の特例に関する規則の一部を改正する規則(建築指導課).....

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
道路の区域の変更(道路整備課).....
道路の供用の開始(道路整備課).....
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....
道路の位置の指定(建築指導課).....



法律等の規定による立入検査等をする職員の身分を示す証明書の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二号

法律等の規定による立入検査等をする職員の身分を示す証明書の特例に関する規則の一部を改正する規則

法律等の規定による立入検査等をする職員の身分を示す証明書の特例に関する規則

(令和四年山口県規則第二号)の一部を次のように改正する。
第七号中「及び」を「、」に改め、「含む。」の下に「及び第四十三条第一項」を加える。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。



山口県告示第四十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和七年二月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
周南市野村南町四九七六の一部、四九七六の一の一部及び四九七六の四の一部
- 二 特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年二月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名	機	所	在	地	指	定	年	月	日
医	療	所	在	地	指	定	年	月	日

かとう整形外科・リハビリ 宇部市大字東須恵一九六三 令和六、一二、一
 テーシヨン科 〃 川添二丁目一番一三三 令和七、一、〃
 たんぽぽ薬局 〃

指定訪問看護事業者等 主たる事務所 の所在地	訪問看護ステーション等 名 称 所 在 地	指定年月日
M A K K 合同会 山口市大内矢田 南六丁目五番五 〇号	訪問看護ステーション風なぎ 山口市大内矢田 南六丁目五番五 〇号	令和六、七、一
株式会社 M u y 岩国市由宇町港 一丁目一三番五 号	訪問看護ステーションaito 岩国市中津町二 丁目二四番一六 号	〃 一二、〃

山口県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和七年二月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年二月十四日
 山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
 路線名 秋吉台公園線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
美祢市秋芳町秋吉字東大浴二二八七 四の一地先から 同市秋芳町秋吉字大蕪一〇七六六 の一地先まで	最狭 二九・七 最広 五八・四	最狭 三四・五 最広 五八・六	五八・六		

山口県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和七年二月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年二月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
秋吉台公園線	美祢市秋芳町秋吉字東大浴二二八七四の一地先から 同市秋芳町秋吉字大蕪一〇七六六の一地先まで	令和七年二月十五日

山口県告示第四十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（令和三年山口県告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年二月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

田屋(4)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
 二 区域の範囲
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一
 号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
〃	〃	〃	一〇四四二の一	一号
〃	〃	〃	一〇四四二の一	二号
〃	〃	〃	一〇四四一の一	三号
〃	〃	〃	一〇四四一の一	四号
〃	〃	〃	三〇一の一	五号
〃	〃	〃	三〇一の一地先	六号
〃	〃	〃	一〇四七八の一地先	七号
〃	〃	〃	三〇七	八号
〃	〃	〃	三〇六の一地先	九号

〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	浜	石	〃
	添	山	
二九二の五	二九九の一	一〇四四二の六地先	三〇六の一地先
十三号	十二号	十一号	十号

山口県告示第四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和七年二月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字河内字大河内一七四の一	五・〇	二六・六	令和六、 一二、二七

令和七年二月十四日
発行

発行人

山口県知事